

契約結果表

1	工事番号	-
2	工事名	遙拝八の字広場 デジタルサイネージ・監視カメラ設置工事
3	工事場所	八代市渡町 瀬脇1267
4	工種	電気通信工事
5	工事概要	デジタルサイネージ1基 監視カメラ5基
6	契約金額	¥3,815,482
7	契約日	令和6年2月2日
8	工事期間	令和6年2月5日 ～ 令和6年3月15日
9	請負業者	住所 八代市千反町1丁目10-6 商号又は名称 西崎通信建設(株) 代表者 代表取締役 西崎徳彦

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したものを。

本工事は、デジタルサイネージ・監視カメラを設置することで、遙拝八の字広場の管理や利用者の利便性の向上を目的として実施するものである。

目的物は河川区域内に設置することとなるため、設置可能な場所の選定、目的物の構造、種別確認等について河川管理者との協議が必要条件となっており、その調整に不測の日数を要したところである。

本件は、年度内完了が必須な業務であるため、入札を行った場合、契約時期を失することとなり、その目的を達成できない。

したがって、競争入札に付することが不利と認められ、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日 令和6年4月24日

契 約 結 果 表

- | | | | |
|----|-----------------------|--|-------------|
| 1 | 工事番号 | 令和5年度 坂建道災 第1号 | |
| 2 | 工事名 | 枳ノ俣線災害復旧工事 | |
| 3 | 工事場所 | 八代市坂本町市ノ俣 | |
| 4 | 工 種 | 道路改良工事 | |
| 5 | 工事概要 | 施工延長 L=18.2m, 大型ブロック積 A=104 m ² , アスファルト舗装 A=19m ² | |
| 6 | 契約金額 | ¥17,710,000 | |
| 7 | 契約日 | 令和6年2月1日 | |
| 8 | 工事期間 | 令和6年2月2日 | ～ 令和6年6月28日 |
| 9 | 請負業者 | 住 所 | 八代市松崎町429-2 |
| | | 商号又は名称 | (株)松中土建 |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 松中幸治 |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | |

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したものを。

本件は、枳ノ俣集落の唯一の生活道路である市道枳ノ俣線において、令和2年7月豪雨の災害復旧工事「市道枳ノ俣線災害復旧工事（R2災第3412号）外1件」工事（施工事業者：（株）松中土建）と被災箇所が重複している部分の災害復旧工事であり、取り合いを考慮した連続施工が必要とされる。

このような状況の中、新たに他の業者に本工事を施工させる場合、道幅も狭く迂回路が確保できない本路線において、工事が輻輳し、安全性の確保及び円滑で適切な施工の確保が困難となる。また、工事が遅延することによる地域住民へ与える社会的影響は大きく、本市にとって競争入札に付することが不利と認められる。従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日（市の定める休日を含まない。）以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日 令和6年4月24日

契 約 結 果 表

1	工事番号	令和5年度 復災林 第8号	
2	工事名	林道市ノ俣線災害復旧工事(R2 7月災1号)外2件合併	
3	工事場所	八代市坂本町市ノ俣	
4	工 種	道路改良工事	
5	工事概要	施工延長L=8.8m コンクリートブロック積 A=19.5㎡ 施工延長L=4.0m コンクリートブロック積 A=15.5㎡ 施工延長L=100.3m コンクリートブロック積 A=25.6㎡	
6	契約金額	¥7,315,000	
7	契約日	令和6年2月20日	
8	工事期間	令和6年2月21日	～ 令和6年3月29日
9	請負業者	住 所	八代市沖町3500
		商号又は名称	(株)魁興業
		代 表 者	代表取締役 筑間康憲

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づいて選定したものである。

本件は、令和2年7月豪雨により被災した、林道市ノ俣線・林道市ノ俣支線の復旧工事を行うものである。

当該案件については、指名競争入札(令和5年11月13日開札)で全者辞退、再入札の一般競争入札(令和5年12月21日開札)で応札者なしで入札不調となったものである。

入札に付す際に、仕様(設計書・工期)について検討を行っているが、設計書及び工期について適正に設定しており、仕様の見直しができない。

また、再度入札に付しても契約の見込みがないことから、現在、坂本地区の災害復旧工事を施工中で現地に精通しており、技術者の配置が可能である(株)魁興業と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年4月24日

契 約 結 果 表

1	工事番号	-
2	工事名	(仮称)古閑中町再建住宅整備工事
3	工事場所	八代市古閑中町842番地
4	工種	住宅整備工事
5	工事概要	再建住宅8棟16戸
6	契約金額	¥310,169,200
7	契約日	令和6年2月7日
8	工事期間	令和6年4月1日 ～ 令和6年9月30日
9	請負業者	住 所 熊本市南区城南町舞原195番地22 商号又は名称 (株)エバーフィールド 代 表 者 代表取締役 久原 英司

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したものを。

今回の再建住宅整備事業は、令和2年7月豪雨災害において甚大な被害が発生した球磨川水系における球磨川水系緊急治水対策プロジェクトによる坂本町の宅地かさ上げ事業に伴う、仮住まいの確保に配慮を要する被災者に対し、生活再建を加速化することを目的として市が住宅を提供するものである。

仮住まい先である再建住宅の入居開始は、国県の宅地かさ上げ事業スケジュールを考慮し令和6年10月を予定しており、入居までの期間がないことから、利用を終えた県内の建設型木造応急仮設住宅(以下「木造仮設住宅」という。)を移設し活用することとしている。

また、木造仮設住宅の移設にあたっては、県の球磨川流域復興基金交付金事業を活用することとしており、木造仮設住宅で使われていた構造材を最大限に活用し最も経済的な設計をしたうえで、利活用率80%以上を超えることで交付金事業の要件を満たし、移設に係る費用を交付金の対象とすることができる。

今回、契約の相手方として予定している(株)エバーフィールドは、移設予定の木造仮設住宅を設計・建設し、また、所有権を有し県にリースを行っている事業者である。そのため、木造仮設住宅の使用部材や構造を把握しており、解体した構造部材を有効に活用することができ、限られた工期の中で解体から整備までの工程管理を確実に履行し、かつ、交付金事業の要件を満たす施工に期待ができる唯一の事業者である。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められる)を適用し、(株)エバーフィールドと随意契約を行うものとする。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日 令和6年4月24日

契 約 結 果 表

1	工事番号	令和5年度 下建維修 第31号	
2	工事名	建馬町舗裝修繕	
3	工事場所	八代市建馬町	
4	工種	舗裝修繕工事	
5	工事概要	施工延長L=96.0m、表層工A=480.0㎡	
6	契約金額	¥2,035,000	
7	契約日	令和6年2月5日	
8	工事期間	令和6年2月6日	～ 令和6年3月22日
9	請負業者	住 所	八代市夕葉町3番地7
		商号又は名称	(株)中山建設
		代 表 者	代表取締役 中山英朗

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したものである。

本件は、国土交通省所管の河川管理用道路に污水管を埋設(占用)しており、管路埋設部の舗装が沈下したことから舗裝修繕を行うものである。

河川管理者(国土交通省)と協議した結果、舗装の老朽化に伴い当路線の舗裝修繕(国土交通省発注)を予定されていることから本工事に直接関連するものである。国土交通省発注の舗装工事は株式会社中山建設が施工しており、これと関連するものであることから、同一業者に行わせることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できるなど有利な契約が見込まれる。

この工事を他の業者に行わせる場合、現場が輻輳することや資機材その他の点で割高となったり、本市にとって競争入札に付することが不利と認められること、また河川管理者(国土交通省)から一体的に舗装整備を行いたいとの申し出があったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年4月24日

契 約 結 果 表

1	工事番号	令和5年度 水施 第5号	
2	工事名	宮地町配水管移設工事(その2)	
3	工事場所	八代市宮地町	
4	工 種	舗装修繕工事	
5	工事概要	HPPE φ75 SL=56.1m 布設他一式	
6	契約金額	¥4,272,400	
7	契約日	令和6年2月27日	
8	工事期間	令和6年2月28日	～ 令和6年9月9日
9	請負業者	住 所	八代市鏡町下有佐411
		商号又は名称	(資)柴田商会
		代 表 者	代表取締役 柴田幸和

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に基づいて選定したものを。

本工事は、市下水道建設課発注の宮地町污水管築造工事(その23)に伴い、支障となる配水管の移設工事で、令和6年2月5日の開札において全者辞退のため入札不調となったものである。下水道工事区間全てに上水道管が埋設しており、先行して配水管の仮設工事を行わないと下水道工事が施工できず、材料発注等準備期間を考慮すると早急に事業者を決定する必要がある。以上のことから、入札に付するいとまがないため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に基づき、随意契約を行うものである。

なお、見積徴取相手方は水道施設登録で市内本社B級事業者かつ指定給水装置工事事業者である残り4者のうち、見積が可能と回答があった2者を相手方として行うこととする。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年4月24日

契 約 結 果 表

1	工事番号	令和5年度 復災林修 第5号
2	工事名	林道板持陣之内線(崩土、土砂流出)修繕
3	工事場所	八代市坂本町百済来下
4	工 種	道路修繕工事
5	工事概要	崩土撤去、土砂流出撤去 V=414.0m ³
6	契約金額	¥2,361,700
7	契約日	令和5年8月25日
8	工事期間	令和5年8月28日 ～ 令和5年9月22日
9	請負業者	住 所 八代市坂本町百済来上1478 商号又は名称 (有)山口土木 代 表 者 代表取締役 山口達朗

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づいて選定したもの。

本件は、令和5年7月の大雨により被災し林道交通の妨げとなっている支承物の撤去について、6月補正追加提案で緊急に予算の確保を行ったものである。早急に対処を行わない場合、今年度発注予定の災害復旧工事の進捗に関わり、市民の生命財産に影響を及ぼすことになるため、緊急を要するものであり、これから施工可能な事業者を調査し、競争入札に付するいとまがないことから、地元建設業協会の協力を仰ぎ、推薦のあった1社を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年4月24日

契 約 結 果 表

1	工事番号	令和5年度 坂建道災修 第3号
2	工事名	市道木折・責線災害倒木撤去修繕
3	工事場所	八代市坂本町鮎婦
4	工 種	道路修繕工事
5	工事概要	施工箇所N=2箇所、倒木撤去N=42本、倒木撤去・積込・運搬V=63 m ³ 、倒木処理W=50t
6	契約金額	¥3,685,000
7	契約日	令和6年2月22日
8	工事期間	令和6年2月26日 ～ 令和6年3月28日
9	請負業者	住 所 八代市坂本町坂本2456-1 商号又は名称 西技工業(株)大平営業所 代 表 者 代表取締役 後藤公明

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したもの。

本工事は、令和5年6月豪雨により被災した市道木折・責線の倒木撤去修繕である。本工事箇所は、坂本支所災害復旧課発注の令和2年7月豪雨に伴う市道木折・責線舗装補修工事、市道木折・責線道路補修工事、市道木折・責線横断暗渠補修工事を西技工業株式会社大平営業所が受注し、施工中であることから、同一業者に行わせることにより、安全・円滑かつ適切な施工が確保できるなど有利な契約が見込まれる。この修繕を他の業者に行わせる場合、工事が輻輳し、安全性の確保及び円滑で適切な施工が困難となるため、本市にとって競争入札に付することが不利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日（市の定める休日を含まない。）以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年4月24日